

八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱に基づく審査について

八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱第 12 条第 1 項に基づく補助金交付申請の審査は、提出書類の形式審査を行い、申請内容について下表の審査基準により各 5 段階評価で審査を行う。形式審査で問題がなく、内容審査で全審査項目の平均評点が 3 点以上（小数点以下切捨）である場合に交付を決定する。

【審査基準（ソフト部門）】

審査項目	審査の内容
① 参画の開放性	限られた店舗・企業で出店を独占しておらず、一定数の店舗等が参加しているか。
② 利用機会の開放性・影響力	広く一般市民に参加の機会が与えられているか。その上で、一定程度の影響力が期待できるか。 （イベントであれば、概ね 100 人以上の集客が見込める等）
③ 計画の妥当性	目的、コンセプト、ターゲットが妥当であるか。
④ 継続性 （資金計画・組織体制）	補助金の交付終了後に継続性が見込めるか。
⑤ 協働性	商店会、地域住民、関係団体等と事前に調整・連携し、地域の理解を得ながら協働して実施される取組となっているか。
⑥ シティプロモーション力	八王子の自然・文化・産業など多様な魅力を発信し、八王子のファンを増やす機会になると認められるか。
⑦ 地域ブランドの創出性	新たな地域ブランドの形成や将来的な価値の磨き上げにつながる取組であると認められるか。